

議案第208号

学校の管理のかしに基づく損害賠償額の決定について

上記の議案を提出する。

令和5年9月1日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

本件は、学校の管理のかしに基づく損額賠償の額を決定する必要があるため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものである。

学校の管理のかしに基づく損害賠償額の決定について

学校の管理のかしに基づく損害賠償の額を次のように決定する。

1 損害賠償の相手方及び損害賠償額

損 害 賠 償 の 相 手 方	損 害 賠 償 額
● ● ●	1,151,995円

2 事件の概要

平成22年10月22日午後4時15分頃、相手方●氏が、市立三宅小学校の敷地内を歩行中、当該敷地内に設置されていた排水溝と地面との境に段差が生じていたため、当該段差に足を取られ、転倒して負傷し、損害が生じたものである。